

名家連ニュース

令和2年4月7日(火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.705号

家族による家族相談活動の体験(名家連ニュース704号)

❖ 令和元年度の家族ピアサポート総合事業の振り返り ❖

近年、増大してきた面会相談と出張相談

名家連では平成22年に民間助成金で家族による家族相談を開始。名古屋市は「精神障害者家族ピア相談事業」を予算化し、平成23年8月から名家連に事業委託しました。現在では、電話相談、面会相談、家族交流、普及啓発事業を含めた「精神障害者家族ピアサポート総合事業」となっています。

- ▶ 近年、面会相談希望者が飛躍的に多くなり、特に、障害年金や手帳に関する相談では
- ❖ 日常生活能力の実態を診断書記載項目に即して文章化し、医療機関PSW又は医師に面会予約して家族相談員が相談者と共に同行するケースや年金事務所や区役所保険年金課に出向いていくケース
- ❖ 第三者証明、社会的治癒の証明、不服審査請求など社会保険労務士に面会相談するケース
- ▶ また、家族だけで抱え込み、心身ともに疲弊している生活相談等については
- ❖ 支援者や障害福祉サービスに繋げていくために相談者と共に居住区の障害者基幹相談支援センターや地域活動支援事業所に予約して見学・訪問するケース
- ▶ 特に医療保護入院で退院する際は、医療機関の意思が優先されがちで家族は受身的対応を余儀なくされるケースが多く寄せられてきた経緯から
- ❖ 法改正で生活環境相談員が配置され、入院中から退院後の生活に備えて住宅や居場所確保、障害福祉サービス利用や訪問看護の利用などについて支援を受けることができるため医療機関や居住地の障害者基幹相談支援センターへ家族相談員が相談者と共に出向いていくケース
- ❖ 以上のように相談室での対応だけでなく「出前(出張)相談」を必要とするケースが多くなってきました(名家連ニュース704号参照)。その理由は、相談者が診断書や福祉サービスなどの内容を理解した上で主治医や支援者に伝えることは容易ではなく、上手く伝えられないために本来の制度やサービスに繋がっていないケースが多いことが面会相談を通して明らかになったからです。
- ❖ 出張相談・付き添い訪問の増大を踏まえ、名古屋市は令和2年度の家族ピアサポート総合事業の委託料を約27万円増額して総額4,425,000円の予算措置を講じました。



障害者総合支援法による家族相談事業の予算化



この事業の法律的根拠は、障害者総合支援法第77条・第78条の地域生活支援事業に「必須事業」として明記されている「自発的活動支援事業(ピアサポート)」です。事業の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となっています。全国の自治体で活用されるよう情報提供いたします。

「名古屋市障害福祉計画」では、毎回、精神障害者家族ピアサポート総合事業の実績が掲載されます。各都道府縣市町村において平成2年度中に策定が義務付けられている「第6期障害福祉計画」の「基本指針」が示されました。今後の計画づくりに反映していきましょう。(名家連ニュース699号～701号)

精神的・体力的・経済的に孤立困窮している家族の群像

電話相談・面会相談では、先行きの見えない状況の中で精神的・体力的・経済的に疲弊している家族の相談が後を絶ちません。相談内容の多くは、「病気や障害への対応」「生活に関すること」「医療に関すること」「制度利用に関すること」「家族関係に関すること」「就労に関すること」「社会参加等に関すること」などに集約されています。孤立・困窮している家族には、「私たちも同じですよ」「私も仲間（家族会）との出会いで救われてきましたよ」と伝え、各区の家族会会長の連絡先と例会の見学を呼び掛けてきました。



家族の相談者は、母親が圧倒的に多く、父親、兄弟姉妹、夫、妻、子供の順でした。相談者の中には、夫や妻に先立たれ、また、離婚等の理由で経済的支援や生活支援に困難を抱えている方も多くいました。家族関係に苦悩している方、当事者と孫の世話・親の介護も重なり心身ともに疲弊している方、高齢化で親亡き後問題が切迫している方、未治療・治療中断・症状の悪化など緊急事態を訴える方など事態は深刻です。手帳・年金受給支援と並行して、医療・福祉サービスの支援者や仲間（家族会）に繋げ、孤立・困窮している相談者を一人でも多く救出できるよう取組んできました。今後も、惜しみない努力を傾注していきます。（相談内容及び家族会入会者数は名家連ニュース704号参照）

精神保健医療福祉施策の向上…私たちの運動が不可欠!!

名古屋市の場合、精神障害者保健福祉手帳1～2級を対象に医療費全額無料（入院・通院）の「医療証（65歳後は福祉給付金）」が交付されます。精神障害者も精神科以外に癌や糖尿病など様々な身体的疾患を余儀なくされます。働いて自立可能な収入を得ることが困難な精神障害者に医療費3割負担を強いことは事態、酷な話です。精神障害者への医療費助成は重症化防止策の決め手になるとともに、医療費全体の財政支出の軽減に繋がっていきます。



他障害同等の交通運賃割引や住宅支援、合理的配慮ある就労環境の拡充や障害年金認定基準の見直し、アウトリーチなど訪問型地域医療体制の構築、精神障害にも対応した地包括ケアシステム構築など、大きな視点に立って政策転換を実行しなければ、入院医療費や生活保護費が膨れ上がり国の財政支出は立ち行かなくなるかもしれません。

地方自治法第1条（目的）は「住民の福祉の向上」を謳っています。福祉を向上させ、病気や障害があっても安心して暮らせる地域づくりは、地方自治の最優先課題に位置付けられています。

障害者権利条約も障害者差別解消法も「活用しなければ宝の持ち腐れ」になってしまいます。憲法及び条約や法律を日々の暮らしに担保するには、私たちの声と運動が必要不可欠になっています。

画期的な施策展開!! 名古屋市 令和2年10月より 市内4か所に保健医療型アウトリーチ支援モデル事業実施

名古屋市は精神保健医療的な支援を必要としていながら、様々な理由で自ら支援を求めることができていない未治療・治療中断の状態にある方等(家族を含む)に対して、精神科医療機関と連携し、精神科医、精神保健福祉士、看護師などの多職種専門チームによるアウトリーチの相談支援を行うことで、個別支援を重点的に行うために令和2年10月から「4区1ブロック」でモデル事業を実施する計画を明らかにしました。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築」を具体化する画期的な施策であると同時に、家族会の長年の切実な要望が実現しました。詳細は次号の名家連ニュースでお知らせ致します。（文責：名家連事務局家族相談員/堀場）

